

令和4年8月
国土交通省自動車局

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の
支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令案
に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和4年7月1日から令和4年7月31日まで、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令案についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 募集期間 | 令和4年7月1日（金）～令和4年7月31日（日） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、FAX及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 1件（提出者数1人）

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

電話番号 代表：03-5253-8111（内線41443、41413）

直通：03-5253-8577

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>(御意見)</p> <p>Ⅱ. 改正の概要の(2) 手続の電子化への対応について、福岡県行政書士会として意見を述べさせていただきます。</p> <p>申請等の手続について、電子化への対応については、当会も大いに賛成である。</p> <p>しかし、</p> <p>① 電子化にあたり、デジタルデバイドの対策を十分に実施すべきである。</p> <p>② 電子申請にあたり、行政書士等の専門職が申請代行をする際に、過度の負担を負う事のない制度設計にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>① デジタルデバイドの方も一定数存在することから、電子申請を行わずに現行の紙ベースでの申請を行う際に過度の負担を負わず事のないように一定の配慮が必要であること、当会は思料する。</p> <p>② 自賠法第15条16条、17条等の書類を行政書士が作成及び請求手続きを行うことは、昭和47年5月8日 自治行33号 行政課長回答の通り、行政書士業務であるとされている。電子化実施において、行政書士等による申請代行が、本人申請と比較し、過度の負担を負う事なく行えることは、被害者の保護を迅速に図る観点から、何より肝要ではなからうか。</p> <p>なお、上記①②に関連し、デジタルデバイドの解消やなりすまし等による不正な申請防止をすべく行政書士が申請者の代</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>電子化への対応に関するご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の措置は電磁的方法による申請を許容したものであり、今後も従来どおり紙媒体による申請を行うことも可能です。</p>

理人として支援できる環境を貴庁には整えていただきたく要望したい。	
----------------------------------	--